

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第四項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果（平成三十年十二月二十日付けで請求人に通知）を次のとおり公表する。

平成三十年十二月二十五日

広島県監査委員 安井裕典

同 東保幸

同 奥兆生

同 赤木稔明

広島県職員措置請求に係る監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定により、広島県職員措置請求について、次のとおり監査を執行した。

平成30年12月20日

広島県監査委員	安井裕典
同	東保幸
同	奥兆生
同	赤木稔明

第1 監査の請求

1 請求人

広島市在住 A

2 請求書の提出日

平成30年10月31日

3 請求の要旨

請求人から平成（以下、平成の元号は省略する。）30年10月31日に提出された広島県職員措置請求書及び事実証明書等の内容から、請求の要旨を次のとおり解した。

(1) 補助金の違法又は不当性について

施設B（以下「本件施設」という。）は、28年度ひろしまの森づくり事業（県産材消費拡大支援事業）（以下「本件補助事業」という。）の補助金を受けて設計されたもので、県は、本件施設の設計費用の2分の1を補助金（以下「本件補助金」という。）としてC（以下「補助事業者」という。）に交付した。

この段階では、補助事業者から、本件施設の設計業務を行ったD（以下「設計業者」という。）に対し、設計費用の一部が支払われていないにもかかわらず、県は、29年3月31日付けで支払いを完了したとする実績報告書、収支精算書によって本件補助金を支払ったという不手際がある。

また、県は、設計費用の一部が未払いであることを知っていながら、補助

事業者に対して必要な措置を執っていないが、このことは、本件補助金の違法な流用を認める不当な不作為である。

(2) 講ずべき措置について

ア 補助事業者が実績報告書に記載の額のとおり支払うよう措置すること。

イ 履行を求めない明確な理由があればその理由を公表すること。

ウ 本件補助金の全額に相当する額の不当利得返還請求を行うこと。

エ 未払い分に相当する額の不当利得返還請求を行うこと。

4 請求の要件審査等

(1) 広島県職員措置請求書の補正について

30年10月31日に提出された広島県職員措置請求書の内容に不備が認められたため、同年11月13日付け広監委第149-1号により補正を求めた。

請求人は、同月19日に補正書を提出した。

(2) 請求の要件審査について

本件住民監査請求は、その一部において、法第242条所定の要件を具備しているものと認め、監査を実施した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

次の事項を監査の対象とした。

(1) 本件補助金の支出について違法又は不当なところがあるか。

(2) 補助事業者に対する不当利得返還請求権等が存在するか。

2 監査の対象機関

(1) 法第242条第4項の規定に基づき、30年11月28日に農林水産局に対する監査を実施した。

(2) 法第199条第8項の規定に基づき、30年12月1日に補助事業者を関係人として調査を実施した。

3 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、30年11月28日に、請求人の陳述の聴取を行った。

請求人は、本件住民監査請求の要旨を陳述したほか、意見陳述の中で、実績報告書を提出した時点では設計費用の一部が支払われていないのに、支払いが完了したものとして精算の報告がなされ、それに基づいて補助金が支出されていることが問題であり、それを見過ごし、約1年後に問題が顕在化したという趣旨の補充説明を行った。

なお、請求人は、設計業者の代表者でもあることから、陳述の聴取に併せて、関係人として聞き取りを行った。

第3 監査の結果

1 監査対象機関の説明

(1) 本件補助事業の目的について

本件補助事業は、民間事業者等が住宅以外の建築物を木造で設計する場合に、その経費の一部を助成することによって、住宅以外の建築物の木造・木質化を促進し、県産材の利用拡大を図り、健全な森林づくりを推進することを目的としている。

(2) 本件補助金の支出について

設計業務の成果品により期待した事業の効果があがっているかを確認するとともに、金額については、契約図書の写しにより確認して補助金の額を確定しており、事務手続に問題はなかった。

なお、領収書等の添付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金等適正化法」という。）の解説においても、「補助事業等が事実上完成していれば十分であり、請負業者等に対する支払債務の履行は事業完了の要件とはならない」とされており、国の補助金においても、領収書の添付は求められていない。

(3) 今後の対応について

現在、補助事業者、工事業者、設計業者の紛争は、三者で訴訟となっており、補助金の返還を請求するかどうかの判断は、裁判所の判決を踏まえて対応を行うべきである。

2 補助事業者の調査

本件補助金の対象となっている本件施設の設計費用のうち、5,022,000円を設計業者に支払っていないのは事実である。

しかし、本件施設が完成した後、工事業者から追加工事費用の支払いを求められたが、設計業者から説明が為されなかったこと、補助事業者が設計業者に事前に伝えていた要望が設計書に反映されていなかったり、設計上のミスでやり直し等が多数発生したものであることから、納得のいく説明がないまま支払いはできないとしたものである。

なお、現在は、追加工事費用及び設計費用の未払い分について、工事業者及び設計業者と訴訟で争っている。

3 設計業者の聞取り

(1) 設計費用の未払いについて

設計費用の最終支払日は、当初は29年12月末日となっていたが、工期が延びたため、30年4月19日に変更された。

しかし、補助事業者は支払日になっても支払わなかった。そこで、県に事情を説明したが対応されなかったため、訴訟を提起した。

(2) 設計変更について

設計変更はあったが、追加工事に係るものであり、県産材の利用にはほとんど影響はなかった。

4 事実関係等の確認

請求人（設計業者）から提出された証拠資料及び監査対象機関から提出された監査資料、補助事業者から提出された資料等により確認した事実関係等は、次のとおりである。

(1) 本件補助事業の目的等について

本件補助事業は、民間事業者等が住宅以外の建築物を木造で設計する場合に、その経費の一部を助成することによって、住宅以外の建築物の木造・木質化を促進し、県産材の利用拡大を図り、健全な森林づくりを推進するもので、延床面積が1,000㎡超の準耐火構造の木造建築物の設計（構造耐力上主要な部分の木材使用量（見込）に占める県産材の割合は50%以上）に要する経費の2分の1以内を補助するものである。

なお、本件補助事業は、28年度で終了している。

(2) 本件補助金の交付申請について

29年2月21日付けで、補助事業者は、本件補助金の交付申請書を農林水産局林業課（以下「林業課」という。）に提出した。

林業課において審査したところ、適当であるとして交付決定し、同月22日付けで本件補助金の交付を指令した。その交付の条件は、「ひろしまの森づくり事業補助金等交付要綱（平成19年4月5日制定）第5条及び県産材消費拡大支援事業（公共建築物等木材利用推進）の規定による。」とされていた。

(3) 本件補助金の交付について

補助事業者は、29年3月31日付けで、実績報告書を提出した。

当該実績報告書には、事業実績書、収支精算書、建築基本・実施設計業務委託契約書（以下「本件設計委託契約書」という。）の写し、確認申請書（建築物）の写し及び木びろい表が添付されていた。

林業課において審査したところ、適当であるとして本件補助金の額を確定し、同年4月28日、補助事業者に対し、消費税を除く設計費用の2分の1にあたる9,450,000円を交付した。

なお、本件設計委託契約書において、設計業者への支払時期は、次のように記載さ

れていた。

支払の時期	支払額	(内消費税)
契約時 (29年2月27日)	2,160,000円	(160,000円)
県産材消費拡大支援事業補助金交付時 (29年4月末日)	9,450,000円	(700,000円)
中間払い (29年8月末日)	3,780,000円	(280,000円)
広島市民間社会福祉施設整備費補助金交付, 福祉医療機構融資実行時 (29年12月末日)	5,022,000円	(372,000円)
合 計	20,412,000円	(1,512,000円)

(4) 本件補助金交付後の状況について

本件補助金交付後、補助事業者は、設計業者に対し、29年8月末日払いとなっている中間払いまでは支払った。

その間、設計費用の最終支払日が同年12月末日から30年4月19日に変更された。

その後、同年2月に本件施設は完成したが、工事業者から補助事業者に対して追加工事費用の請求があり、これを不服として補助事業者は追加工事費用の支払いをしなかったところ、工事業者が追加工事費用の支払いを求めて広島地方裁判所に訴訟を提起した。

また、補助事業者は追加工事費用が設計上のミス等により発生したものであるとして、設計業者に対し、設計費用の一部である5,022,000円の支払いを止めた。

設計業者は、同年8月27日付けで、補助事業者に対し未払いの設計費用の支払いを求めて、広島地方裁判所に訴訟を提起しており、現在係争中である。

5 判 断

以上のような事実関係等の確認などに基づき、本件住民監査請求について次のように判断する。

(1) 講ずべき措置のウについて

本件住民監査請求において、請求人は、前記第1の3の(2)のとおり、講ずべき措置として「ウ 補助金の全額に相当する額の不当利得返還請求を行うこと」を求めているため、本件補助金の支出について違法又は不当なところがあるか否かについて、以下判断する。

本件住民監査請求において、請求人は、補助事業者が設計費用の一部を支払っていないにもかかわらず、支払いを完了したとする実績報告書によって県が本件補助金を支払ったことは、違法又は不当な公金の支出に当たると主張し、本件補助金の全額の不当利得返還請求を求めている。

請求人の上記請求は、県が損害を被っているため、不当利得返還請求を求めているが、結局、違法又は不当な公金支出ということを主張するものである。

そうすると、本件住民監査請求は、本件補助金が交付された29年4月28日から1

年以上を経過してから為されたものであり、法第242条第2項の規定により、当該行為のあった日から1年を経過したときは住民監査請求をすることはできないことから、却下する。

なお、補助金交付時に、補助事業者において支払いが完了していないという点について付言すると、実績報告額や精算額は支払債務額を基に記載すれば足り、必ずしも支払済額を記載することを要していないものである。

補助金等適正化法の解釈においても、直接補助事業においては、事務処理の必要上、補助事業等が事実上完了して支払債務額が確定している場合には、事業費の支払いが完了していなくても支払債務額により補助金等を交付することができることとされているところである（「実績に基づいて補助金等を交付する場合における精算額の解釈について」の照会について）（昭和30年大蔵省主計局法規課長通知）。

林業課は、実績報告時等の審査において、実績報告書及びそれに添付された設計業務の成果品ダイジェストにより補助事業の完了を確認するとともに、本件設計委託契約書の写し等により支払債務額が確定していることを確認して本件補助金を交付していることから、支出に関する手続は関連諸規程等に則り適正に行われていると認められ、違法又は不当であるとは認められない。

(2) 講ずべき措置のエについて

本件住民監査請求において、請求人は、前記第1の3の(2)のとおり、講ずべき措置として「エ 未払い分に相当する額の不当利得返還請求を行うこと」を求めているため、補助事業者に対する不当利得返還請求権等が存在するか否かについて、以下判断する。

本件住民監査請求において、請求人は、設計費用20,412,000円のうち、最終支払い分である5,022,000円を、補助事業者が支払期限を過ぎても支払っていないことを県が知った後、県が必要な措置を執っていないことは、不当な不作為であると主張し、本件補助金について、設計費用の未払い分に相当する額の不当利得返還請求を求めている。

確かに、補助事業者において、30年4月19日に支払われることとなっていた補助対象事業費である設計費用の一部が未払いの状態であり、支払い済みの補助対象事業費に対する補助金の割合が2分の1を超えているが、現時点で、未払いの状態であることについて、広島地方裁判所で係争中であり、補助金の過払い等が発生しているかどうか明らかでないことから、判決が確定するまでは、県に実体法上の請求権が発生しているということとはできない。

そうすると、請求人が求める、設計費用の未払い分に相当する補助金の不当利得返還請求の措置要求を認めることはできないので、これを棄却する。

(3) 講ずべき措置のア及びイについて

上記(1)及び(2)のとおり、補助金の支出に関する手続は適正に行われ、違法又は不当であるとは認められず、また、設計費用の未払い分についても、現時点で判決が確定しておらず、県に実体法上の請求権が発生しているということとはできないことから、前記第1の3の(2)のとおり、本件住民監査請求において請求人は「ア 補助事業者が実績報告書に記載の額のとおりに支払うよう措置すること」及び「イ 履行を求めない明確な理由があればその理由を公表すること」を求めているが、これらについては、判断する必要がない。

付 記

1 本件請求に対する判断は上記のとおりであるが、広島地方裁判所で係争中の裁判の結果次第では、本件補助金が過払いという可能性もあることから、今後、裁判の状況等について適宜確認し、補助事業者に対して適切に対応していただきたい。

2 また、本件補助金については、実績報告書に添付された本件設計委託契約書に、補助金の交付日以降に設計費用が支払われることになっていたものであるが、実績報告で審査した内容どおり履行されていることを確認し、未払い分がある場合には、期限を定めるなどして速やかに未払いを解消するよう求めていく必要があったと考えられる。

今後、同様の補助事業を実施する際には、事業費の支払状況等についての確認及び事業主体に対する指導等を適切に行っていただきたい。

3 さらに、本件補助金は、住宅以外の建築物の木造・木質化を促進し、県産材の利用拡大を図り、健全な森林づくりを推進することを目的とするものであるが、県産材消費拡大支援事業（公共建築物等木材利用推進）実施要領には、補助を受けた設計書どおりに建築物が完成したか確認する規定がなく、また、県産材の使用実績についても報告を求めるようにはなっていなかった。

本件監査において、農林水産局及び設計業者から、ほぼ計画どおりの県産材が使用されていることを確認したが、建築物が完成した際には県産材の使用実績の報告を義務付けるなど、県産材の使用実績について確認すべきであったと考えられる。

今後、同様の補助事業を実施する際には、当該補助事業の目的を達成するに当たって有効なものとなっているかどうかという視点をもって事業設計を行うよう留意していただきたい。